



2021 春闘

全組合員一律のベースアップを申し入れる！

2021年2月17日、中央本部は『2021年度賃金引き上げにおける全組合員一律のベースアップを求める申し入れ』を本社に対して提出しました。

申し入れのポイント

「現在は、コロナ渦における赤字経営である。」

「真摯に企業経営に向き合い、赤字決算からの脱却と黒字基調の健全経営を目指していく。」

「いのちと健康を守り抜くためにさらなる感染防止対策の強化。」

「エッセンシャルワーカーの『仕事の価値』が証明された今、全ての仲間にとって公平でその労働の価値に見合った賃金としなければならない。」

「賃金が『労働力の再生産費』という性質をもつものであることを据え、ベースアップの基本的考え方である『ベースアップは物価上昇分を考慮した生活維持向上分であり、それは誰にも等しくある』という労使の価値観と到達点を再確認すると共に、定期昇給(昇給係数「4」)の実施を基礎として、**所定昇給額を算出基礎としない一律定額の『格差のないペア』**として実施することが必要不可欠である。」

労働力の再生産費？ベースアップ？

意味を理解して春闘に臨んでいこう！

賃金とは何か？

賃金とは、自らの労働力を再生産するために、労働者自身と家族が十分な生活を送れるものでなければなりません。しかし、現実には自らの労働力を再生産するために必要な賃金を支払われる保証はありません。たとえ少額でも支払われた賃金で労働力を再生産しなければなりません。鉄道は技術集積型産業ですから、熟練労働に対する賃金制度でなければなりません。技術・技能が未熟な段階だからこそ、経験や知識の蓄積による生活給としての性格をもつ賃金制度が必要です。

賃金の三要素とは？

賃金には「労働力の再生産費」という意味が含まれており、3つの要素から構成されています。

「衣食住と娯楽の費用」

モノを食べて家に住み服を着て、気分転換にちょっとしたレジャーをしてエネルギーを蓄え、次の1か月も働けるようにする費用です。

「次世代の労働者を再生産する費用」

結婚し、子供を授かり育て、家族を養っていくための費用。つまり、社会を維持していくために次代を担う労働者を育てていく費用も必要です。

「技術革新についていくための学習費用」

仕事の中にパソコンが活用されたり、タブレット端末が導入されたりと私たちの労働現場では技術革新が進んでいます。労働者自身の教育費用も賃金に含まれています。

基本給とは何か？

支給される基本的な賃金で、**一カ月の労働に対しての労働契約金**です。私たちは会社に「労働力」を提供し賃金を得ています。基本給をあげていくことは私たちの「労働力」の価値をいかに高くしていくかということであり、賃金の要素である労働力の再生産費を高くしていくことでもあります。基本給が上がることで各種手当にも反映されることから、**基本給をあげていくことが重要**なものとなります。

基本給の上げ方

基本給が上がることで各種手当にも反映されていきます。基本給を引き上げるためには「定期昇給」と「ベースアップ」などが挙げられます。

定期昇給とは？

定期昇給とは、賃金規定に基づいて基本給を増額することを言います。毎年4月1日に定められた所定昇給額の昇給が実施されています。毎年当たり前のように定期昇給を行っていますが、就業規則にも記載されている通り、**満額定期昇給されるとは限りません**。組合員の定期昇給を確保していくために毎年賃金引き上げの団体交渉を行い確認しています。定期昇給は一年の経験や技術の向上に価値がつけられることを意味します。

定期昇給額 一覧

係職1等級	4,000円	主任職2等級	5,900円
係職2等級	5,000円	主務職	6,000円
指導職1等級	5,500円	技術専任職	6,300円
指導職2等級	5,500円	主幹職 B	6,300円
主任職1等級	5,900円	主幹職 A	6,600円



ベースアップとは？

ベースアップとは、定期昇給とは違い基本給のベースをあげることをいいます。**ベースアップは、物価上昇に伴い、生活レベルの維持・向上のため行われるもの**です。毎年春に行われる春闘で、労働組合と会社の間で団体交渉が行われベースアップが実施されています。ベースアップは一時金とは違い、上がることで基本給や毎月の手当も上がり、生涯賃金に大きく反映されます。

春闘申し入れ事項

- (1) 賃金引き上げにあたっては、物価上昇分を考慮した生活維持向上分としてのベースアップであることから所定昇給額を算出基礎としないこと。なお、2021年4月1日以降のJR東日本輸送サービス労働組合員の**基本給及び基本賃金を一律3,000円(定期昇給を含まない)**引き上げること。
- (2) 労働者にとっての“こころの豊かさ”と安心した生活設計を構築していくために「労働条件に関する協約(令和2年5月15日締結)」第258条に基づき、定期昇給を実施すること。なお、その際の**昇給係数は「4」**とすること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を避けることができない「危険有害業務」でありながらも2020年4月1日から2021年2月28日までの間に、エッセンシャルワーカーとしての社会的使命と責任感をもってJR東日本グループで就労した全従事者に対して10万円の「特別給付金」の支給を行い、医療関係従事者に対しては更に5万円を加算すること。なお、「特別給付金」は2021年3月31日までに支給すること。
- (4) 回答は、2021年3月19日までに行うこと。

コロナ渦ではありますが…

全組合員で「格差のない！」

ベースアップを勝ち取ろう！



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を応援しています。

労働組合 × 
No one will be left behind